

「群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び
「群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の
一部改正の概要について

令和7年12月

知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課

1 条例改正の経緯

本条例は、条例により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、個別の条例を改正せずにオンライン化を可能とする通則条例です。

行政手続オンライン化の進展に対応するため、本条例の一部改正を行います。具体的には、県収入証紙の廃止を見据えた電子納付の明確化、部分的なオンライン手続の制度化、書面申請時の添付書類省略の規定追加などを通じて、県民の利便性向上と行政効率化の両立を図るもので

2 主な改正箇所

(条例)

条番号（改正後）	改正内容		備考
条例第2条（定義）	改正	「条例等」の定義を見直し。	議会関係三規則を削除し、群馬県行政手続条例における定義と表現を統一。
条例第3条 (電子情報処理組織による申請等)	追加	[第5項] 電子納付 個別条例・規則で、証紙など納付方法を規定していても、電子納付を可能にする規定。	県収入証紙の廃止検討が開始されたことから、今後電子納付が拡大することを想定し、電子納付の規定を追加。
	追加	[第6項] 部分オンライン 手続の一部についてオンライン化することを可能にする規定。	これにより対面や原本確認が必要な部分は書面・対面等、その他の部分はオンラインで手続を行うことが可能となる。
条例第4条 (電子情報処理組織による処分通知等)	追加	[第5項] 部分オンライン 第3条第6項と同様	
条例第8条 (添付書面等の省略)	追加	国の行政機関が保有する公的基礎情報のオンライン連携を活用して申請等に伴う添付書類の省略を可能とする規定。	「法人ベース・レジストリ」等を利用して県が登記情報を直接参照することにより申請書への登記事項証明書の添付を省略するケースなどを想定。

※ 上記のほか、不要となった部分の削除や文言整理のための見直しを行う。

(規則)

条番号（改正後）	改正内容		備考
規則第1条（趣旨）	改正	個別条例・規則で書面等の規定の有無によって記載を分ける。	これまでと対象は同じであるが、書面等の規定が無い手続についても本規則の対象であることが分かりやすい文章となるよう修正。
規則第2条（定義）	改正	「電子署名」の定義を整理。	GPKI、LGPKIを追加。
規則第4条第5項	削除	条例第8条の追加に伴い削除。	
規則第5条 (情報通信技術による手数料の納付)	追加	条例第3条第5項の詳細を規定。	
規則第6条 (申請等の部分オンライン)	追加	条例第3条第6項の詳細を規定。	
規則第7条第2項 (処分通知等の相手方同意)	追加	処分通知等をオンラインで行う際には相手方の同意を得る旨を規定。	相手方がオンライン環境にない等のケースに備えた規定。
規則第8条 (処分通知等の部分オンライン)	追加	条例第4条第5項の詳細を規定。	
規則第11条 (添付書面等の省略)	追加	条例第8条の詳細を規定。	

※ 上記のほか、不要となった部分の削除や文言整理のための見直しを行う。

3 改正原案

別添「新旧対照表」のとおり

4 今後の予定

令和7年12月4日（木）パブリックコメントの実施（締切：令和8年1月4日（日））

令和8年1月上旬頃 県民意見等を踏まえて条例改正案を検討

2月 令和8年第1回定例県議会へ条例案を上程

4月1日（水）条例施行